

(3) 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備等を導入する事業に対するよくある質問の解説

《質問》 FIT 認定を受けている施設においては補助対象とならないのか。
 当該補助金を活用する場合は FIT 売電を止める必要があるのか。
 電力の利活用を行った残りの余剰電力は FIT 売電を行ってもよいのか。

《回答》 廃棄物エネルギー地域利活用設備のうち電線・変圧器について申請する場合にはFIT 制度は適用できない。
 現在FIT制度を活用している施設が電線・変圧器について補助申請する場合にはFIT 事業廃止届を提出する必要がある。また、過去に循環型社会形成推進交付金で施設整備を行った事業についても同様である。なお、EV パッカー車、熱導管についてのみを対象とする事業として補助申請する場合にはFIT 制度の適用有無は問わない。
 蓄電池を対象とする場合、FIT 制度は適用できず、補助申請する場合は FIT 事業廃止届を提出する必要がある。

FIT認定を受けている施設からの発電電力の利活用においても補助対象となる例を以下に示します

